

令和8年3月13日

見附市立小学校で発生したいじめ重大事態に関する報告書の概要

見附市重大事態対策委員会

1)調査の根拠、目的

本調査は、令和7年9月29日に見附市教育委員会が認定し、令和7年10月9日に対象児童保護者から提出された「いじめ重大事態に係る申立様式」に基づき実施された調査である。

本調査は、対象児童から提出された3つの事案に対して、事実関係をできる限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであった。

2)事例の概要

a)基礎情報

重大事態が発生した学校名 見附市立[]小学校（以下、当該小学校）

対象児童の学年 []

性別 []

年齢 []

b)当該事案の概要

本調査は、令和7年9月29日に見附市教育委員会が認定し、令和7年10月9日に対象児童保護者から提出された「いじめ重大事態に係る申立様式」の内容に基づいて、実施された。

当該事案は、対象児童（以下、Aとする）が、同じクラスに在籍する関係児童（以下、Bとする）から、以下の3点の行為（以下、事案1、事案2、事案3とする）を受けたことを申立てた事案である。

事案1)

5月頃：放課後の遊びの約束のときにトラブルになった（一応解決済）

事案2)

6、7月頃：うざい、キモい、（死ね！）などの言葉

事案3)

9月[]で「何で来たの？もう学校来るな」の言葉

なお、本事案の発端は、事案1)であるものの、重大事案として申立てがあったのは、10月9日である。重大事案と判断した理由は、(a)2学期以降、ほとんど登校ができなくなったこと、(b)Aが

保護者にクリスマスプレゼントとして「包丁がほしい」と申し出たことが挙げられる。このような経緯を踏まえ、重大事案として、当該申立て様式が見附市教育委員会に提出された。

2)調査時期・期間

調査は11月10日から開始され、計9回の重大事態対策委員会が実施された。そのうち、第4回重大事態対策委員会では、担任教諭、教頭、Bの母親、AおよびAの母親に対する聞き取り調査が行われた。

3)調査組織の構成

調査は、学校の設置者が設置した見附市重大事態対策委員会が実施した。当委員会は、教育・福祉・法律など専門的な知見を持った以下の委員で構成された。

委員長	佐藤 友哉（学識経験者、臨床心理士、公認心理師）
副委員長	山口 祐子（弁護士）
委員	土谷 修一（医師）
委員	林 直（社会福祉士）

4)調査方法

調査は、以下の方法で行なった。

(i)資料に基づく調査

学校や関連機関から収集した記録を収集した。収集した記録を以下に示す。

生活指導に係る聞き取り(記録用紙) 当記録用紙は、当該小学校におけるいじめ事案の対応過程で記録される用紙である。

その他の資料 「生活指導に係る対応会議(記録用紙)」、毎月行われる学校生活アンケートの回答内容、学校側から見附市教育委員会宛の報告内容、学校側から提出された出席記録、指導記録の情報、当該小学校が行ったいじめ等の防止のための取り組み等を収集した。

(ii)聞き取り調査

対面による聞き取り調査を行った。

5)調査内容

今回の調査では、以下の事項を中心に事実確認を行なった。

- ・申立てにあったいじめ（疑いを含む）に該当する行為や出来事の有無とその前後の状況
- ・いじめ（疑いを含む）に該当する行為発覚以前の児童同士の関係性
- ・児童の個人的な背景及び家庭での状況
- ・学校の対応や判断
- ・学校外の機関との連携状況

6)認定しうる事実

a)「いじめ」の定義及び解釈指針

いじめ防止対策推進法第2条第1項では、「いじめ」について、以下のとおり定義されている。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そして、いじめの定義について、見附市いじめ防止等のための基本的な方針には、以下のとおり定められている。

1 留意事項

ア) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つことが重要である。この際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があること、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあることなどを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、状況等の確認を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かの判断をする。

当委員会は、上記の基本方針に則り、いじめ防止対策推進法第2条第1項に定める「いじめ」の該当性を判断した。

b)事実認定に用いる資料に関する方針

当委員会は、当該事態の対処及び同種事態の発生防止のためには、問題となった行為の有無だけでなく前後の状況を含む事実関係や児童の個人的な背景や家庭状況に関する調査が重要であること、A及びBの間で食い違いのある部分については、裏付けを確認した上で認定する必要があるとの認識を共有した。この認識のもと、当委員会は、令和7年12月19日、担任教諭、教頭、A（A保護者同席）及びB保護者にそれぞれ聞き取り調査を実施した。

しかし、実際に聞き取り調査を実施したところ、事案1の発生から聞き取り調査までに半年以上経過していることもあって、聞き取り対象者全般において、事実関係に関する発言に曖昧な部分があったり、推測を交えた発言をする様子が見られた。また、Aに対する聞き取り調査においては、Aが黙り込む時間が多く、同席したAの母親がAの代わりに委員に説明する場面が見られた。Bに対する聞き取り調査は、Bの母親の意向から実施されず、当委員会はBに事実確認することができなかった。

当委員会は、さらなる聞き取り調査を行うべきかを検討した。委員から、一般的に子どもは保護者に影響されるため保護者の同席を外して聞き取りを行うべきとの意見もあった。しかし、いたずらに聞き取りの回数を増やしても、児童の負担になるだけでなく、「いじめ」の該当性に関する事実の認定に奏功しないのではないかと懸念を払しょくできなかった。

一方で、「生活指導に関する聞き取り（記録用紙）」（以下、「記録用紙」という。）は、児童や保護者から聞き取りをした教諭が「主観が入らないように気を付け、『どんなことを言っていたか』といった事実のみを記録する」ことが職務上要請されている文書である。事案1から事案3においても、発覚からまもなく、担任教諭及び教頭がA、B及び事情を知っていると考えられる児童に対して行った聞き取りの結果が記録されている。「記録用紙」には、担任教諭及び教頭が保護者から面談や電話により聞き取った結果も記録されている。当委員会は、「記録用紙」は、比較的信用性が高い資料であると評価した。

そして、「記録用紙」の記載内容をもとにして、「いじめ」の該当性を検討することとし、「記録用紙」においてA及びBの認識が一致していない部分については、当委員会による事実確認は困難とせざるを得ないと判断した。

当委員会は、以上の方針に基づき、いじめ防止対策推進法第2条第1項に定める「いじめ」の該当性を検討することとした。

c)当事者について

A及びBは、当該小学校の[]に在籍する児童である。

d) 事案1について

「記録用紙」（令和7年4月23日）には、担任がA B双方に聴取した結果が記録されている。そこには、令和7年4月16日、Bが、下校中、Aに対し、こぶしを振り上げた（殴ってはいない）こと、BがAのランドセルを押したこと、BがAを田んぼに落とそうとしたこと、AがBに『死ね』と言われたことが記載されており、BもAに対し当該行為をしたことを認めている。

よって、令和7年4月16日、Bが、下校中、Aに対し、こぶしを振り上げ、Aを田んぼに落とそうとし、Aのランドセルを押して、「死ね」と言った事実があったと認定できる。

なお、Bは、担任教諭による聞き取りにおいて、Aから、「おれ、今日行くから。」と言われたのに対し、「ダメだよ。」と答えたところ、Aから、「死ね。」と言われことや、Aから、「お前がいなければ人生楽しくなるから。死んどけ。」と言われたことにキレて、Aの胸ぐらをつかみ、Aを押して転ばせたと記載されている（令和7年4月17日「記録用紙」）。一方で、Aを聞き取り対象とした事案1に関する「記録用紙」には、AがBに対して「死ね」や、「お前がいなければ人生楽しくなるから。死んどけ。」といった発言をしたのか否かについて触れられていない。当委員会は、当該事態の対処や再発防止のためには、Aの言動を含めた経緯に関する事実確認が必要との認識を共有した。

しかし、担任教諭が当委員会による聞き取りにおいて、経緯に関する児童の発言を当時からすり合わせる事が難しかった旨説明したこと、当委員会によるBの聞き取りが実施されていないことから、当委員会は、令和7年4月16日の下校時に、AがBに対して「死ね」や「お前がいなければ人

生楽しくなるから。死んどけ。」といった発言をしたかどうかについては事実確認ができないと判断した。

d)事案2について

令和7年7月初めに、Bが、Aに対し、校内で、「死ね」、「きもい」と言ったかどうかについて、Bは、担任教諭からの聞き取りには否定していたが（令和7年9月16日「記録用紙」）、教頭に対しては、「あった気がする。」、「理由はとくにない。」と答えた（令和7年9月29日「記録用紙」）。担任教諭による聞き取りに対して、BがAに「死ね」、「きもい」と発言している場面を認識した児童はいなかった。Aは、Bから、一対一の状況で、「きもい」、「死ね」と言われたと述べている。

当委員会は、「記録用紙」に記載されたBの認否が曖昧である以上、裏付けがないままBの具体的な発言内容を特定して認定することは困難と判断した。しかし、Aが当委員会による聞き取り調査において、「Bの暴言がつかかった」、「たくさん言われてつかかった」旨訴えていることから、当委員会は、令和7年7月初めに、BがAに対し、Aに心理的に負荷を与える何らかの発言があったことは認定できると判断した。

なお、当委員会は、Aに対する聞き取り調査において、Bから言葉をかけられた状況を質問したところ、Aは、「廊下で歩いていてすれ違ったとき」、「いきなり言われた」旨回答した。当委員会は、事態の対処や再発防止のためには、BがAに対して強い言葉を発したきっかけがあるのか、きっかけがあるとしたら何かについて明らかにすることが重要と考えたものの、事実確認することができなかった。

e)事案3について

Bは、教頭からの聞き取りに対して、令和7年9月 [REDACTED] 「[REDACTED] トイレで『お前ら、うるさい。[REDACTED]』とAに言われたので、Aに『だまれ』と言った。『なんで来たんだ。学校来んな。』は言っていない。」と答えており、Aに対する「なんで来たんだ。学校来んな。」という発言を否定している（令和7年9月29日「記録用紙」）。

当委員会は、事案2と同様に、BがAに対して発した具体的な発言内容を特定して認定することは困難であるものの、[REDACTED] BがAに対して、Aに心理的負荷を与える何らかの強い言葉を発したことがあったことは認定できると判断した。

f)「いじめ」に該当するかどうかの法的評価

個々の行為が「いじめ」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つことが重要であるとの指針に従って判断される。当該行為を行った児童の意図を問わず、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものであれば、「いじめ」に該当する。

本件では、事案1について一応の決着が図られ、学校側の見守りの途中で、事案2及び事案3が起こった。事案1から事案3に共通するのは、BのAに対する心理的負荷を与える強い言葉の存在である。この点、Aは、当委員会による聞き取り調査において、「Bから暴言を言われるのがつらい」、「たくさん言われてつかかった」旨述べた。Aは、事案1及び事案2によるBの言動によって心理的

負荷を受けていたところに、事案3の[] BのAに対する強い言葉によって、さらなる心理的ダメージを受け、登校する意欲を失い、令和7年10月の「クリスマスプレゼントに包丁が欲しい」といった自殺をほのめかす発言に繋がったものと言える。よって、Aは、Bの一連の行為（事案1、事案2及び事案3で認定した行為）により、「心身の苦痛」を感じていると評価することが適当であり、「いじめ」に該当すると判断した。

g) Aの不登校とBの行為との関係

Aは、第2学期に入ってから、通常の登校ができない状況が続いている。Aは第[]学年時に欠席日数が合計68日あったことから、当委員会は、第2学期のAの不登校がBの行為と関係するののかどうかについて検討した（なお、第[]学年時、AはBと別のクラスであり、第[]学年時のAの不登校のきっかけと考えられる事案はBとは関係がないと判断した）。

この点、Aは、第[]学年時は登校を再開していたが、第[]学年時の令和7年9月[]、Aは、担任教諭や教頭からの働きかけに関わらず欠席が長期化かつ常態化しており、これは第[]学年時及び第[]学年時の第1学期にはなかった傾向である。Aは、当委員会に聞き取り調査において、「Bの暴言が辛い」、「Bに会いたくない」旨述べていたことから、少なくとも[]後のAの不登校の主たる原因は、Bの行為によるものと評価することが適当と判断した。

7) 学校・設置者の対応検証

a) 学校の対応について

事案1、令和7年4月16日、放課後の遊ぶ約束に係るトラブルについては発生した翌日、17日に被害児童保護者から学校に話があり、当該小学校は事態を認知した。17日に、その場にいた児童に担任教諭が聞き取りを行っている。この日、被害児童は学校を欠席したため、聞き取れていない。この段階では事実の確認のため主観が入らないように気を付けて「生徒指導に係る聞き取り」として行っている。

当該小学校は18日にも、周囲で状況を見ていた児童に聞き取りを行っている。担任教諭が被害児童に話が聞けた21日に1回目のいじめ対策委員会を校内で開催し、今後の対応方針について確認した。被害児童、加害児童、関係児童に対しての対応方針が確認された。

4月23日には加害児童、被害児童、教頭、担任教諭が話し合い、事実の確認と、再発しないための留意点について確認する。この内容は同日双方の保護者に報告し、一応決着した。

事案2、同年7月に暴言を言われた件に関しては、9月8日に被害児童保護者から当該小学校に話があり、学校は事態を把握した。10日に保護者に付き添われた被害児童が来校し、いじめを認知。同日、いじめ対策委員会を校内で開催し、今後の対応方針について確認している。被害児童は加害児童が怖いと発言していることもあり、直接話し合う機会は設けていない。

事案3、[]暴言を言われた件に関しては、9月18日に、被害児童保護者から学校に話があり、学校は事態を把握した。19日にいじめ対策委員会を校内で開催し、今後の対応方針について確認

している。被害児童は登校する意欲がないと発言していることもあり、加害児童と直接話し合う機会は設けていない。

事案2と事案3については事実の発生時期は2か月ほど離れているが、事態を認知した時期は近く、同時に対応している。双方に言い分があり、解決の方向が見いだせていない。

いじめの背景には、学習面の不振や人間関係等のストレスが関係していることを踏まえて、授業内容が理解しにくい場合などは過度な負荷がかからないよう、一人ひとりの個性を尊重して、日々の学校生活を構築する必要がある。特に個別に配慮が必要な児童については、日頃から、児童の特性を考慮した支援を行うとともに、保護者と連携し、他の児童に対する指導も組織的に行う必要がある。

当該小学校は、対象児童の家庭環境や特性についての状況を把握していたため、見守りを続けてきたが、事例検討や家庭への積極的な働きかけなど、学校としての具体的な支援は不十分だった。また、学校設置者である当該教育委員会への報告は適時実施してきたが、関係機関との連携は十分とはいえなかったため、いじめを未然に防止するための具体的な対応方針が定められない状況だった。

当該小学校は、学校として「いじめ防止学習プログラム」を作成し、年間を4期に分け、特に6月は「いじめ見逃しゼロ強調月間」として指導してきた。学校全体で計画的にいじめの対応をしていくという意識はあったが、具体性のある一貫した対応をすることができなかった。

b)学校の設置者の対応について

当該小学校から当該教育委員会に、適時対応の報告はなされている。都度、内容の確認と対応状況については情報を共有してきた。

9月30日に当該教育委員会職員が当該小学校を訪問し、学校管理職と面談した。この時点でいじめの疑いによる重大事態として進める方針が確定した。

10月6日に当該教育委員会職員と被害児童保護者が面談し、保護者としては重大事態調査を行うことによる影響が心配なので、申し立てをすることは望んでいないとのことだった。

10月9日、このままでは事態が進展しないため、被害児童保護者から「いじめ重大事態に係る申立様式」が提出された。それを受け、11月10日に1回目の重大対策委員会が開催された。

c)学校及び学校の設置者の対応に関する考察

被害児童の登校率は■年生の1月で13%、2月で6%である。1年間で68日欠席しており、気分不良による欠席への対応が常態化していたといえる。被害児童は繊細な感覚を持っており、■年生の5月の登校率が48%、6月が30%であることから、潜在的に心理的な負荷や登校意欲が維持できない出来事が、事案1以後、事案2までの間にもあった可能性が考えられる。

結果として、当該小学校は、被害児童が登校できていないことは、これまでと同様であると判断し、重大事態である認識を持たなかったため、初期対応が不十分であった。

被害児童は、受けたいじめの状況や自身のつらさを訴えても、加害児童との軋轢が解消しないのではないかと捉えている。

一方の加害児童は、被害児童からも不適切な関わりや言動があったと言っており、「お互いさま」な状況だという認識である。この捉え方の齟齬を解消しない限り、問題の解消には至らない。

これまで、当該小学校は欠席時の状況確認等、適時対応してきたが、実効的な解決方法は導き出されず、登校には結びついていない。

当該教育委員会は、当該小学校からの報告を受け、事態を把握し、対応について指導助言を重ねてきたが、効果的な具体的対応の指示ができなかった。医療機関等の外部機関の導入について、積極的な働きかけはなく、ケースマネジメントが脆弱だったと考えられる。

被害児童の自殺企図を示唆するような発言は、事の重大さを象徴するものである。幸いにも10月に確認された後は小康状態を保っている様子である。家庭での日々の生活はゲームをしたりして気を紛らわせているようだが、突発的な感情の発露が消滅していないと思われる。

また、対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校は自らの対応を振り返り、検証することが必要となる。対象児童・保護者への思いに寄り添い丁寧な説明も必要であるが、調査が遅くなるほど、対象児童・保護者や関係児童・保護者の記憶が曖昧になり、事実関係の特定が難しくなるため、調査の準備をできるだけ早く行う必要があった。

8) 対処及び再発防止策の提言

a) 当該事案への対処について

i) いじめ発生予防に向けた取組・教育

当該小学校では、年2回(6月・11月)、いじめ予防に向けた月間を設け、講義等を行っていじめ発生予防に取り組んでいたにもかかわらず、当該事案1が新年度早期の4月に発生してしまった。生徒の心を健全に育てるため、今後も引き続き道徳教育に力を入れることが必要であることは言うまでもないが、開催時期、開催回数、教材内容・教育手法の見直し等を教諭間で話し合い、改善する必要があるものと思われる。同時に、今回実施した保護者からのヒアリングを通して保護者から「いじめの定義・解釈指針」を十分に理解していないと思われる言動が多々見受けられており、いじめ防止学習プログラムの一環として講義対象を保護者にまで拡大し、その認識を広く周知させるべきである。そして、保護者の誰もが被害児童側、加害児童側の立場に立つ可能性があるのは言うまでもない。その立場に立った時、保護者としてどんな行動が適切なのか、事案発生後の被害・加害児童とどう家庭で関わり、どう支援したら良いのか? 具体的な行動指針を明示するとともに、いじめが起きたその時に、大人として「より良い行動」がとれるよう、保護者と協議を重ねる場を定期的に設けるよう提案する。

また、子ども達が成長して現代社会に出た際、何が「犯罪になり得る行為」「ハラスメントになり得る行為」なのかという法に関する知識、法がどのような法益を守ろうとしているのかという法の理念の教育、犯罪に近い行為やハラスメントから自分の身を守る技術や、その行為を告発する場合に必要な具体的な方法など、所謂「法教育」の視点からの教育も併せて行う必要があると思われる。

ii)よりよい人間関係の構築にむけて

現代の子どものコミュニティでは、「いじめ」を意識せずに「キモイ」「死ね」といった暴言が飛び交い、「いじり」「あおり」が日常的に行われている風潮があるように見受けられる。事実、本ケースでも事案1と2で同様の暴言の存否が問題となった。

これらの暴言が自分に向けられた場合、受け手の心理状態や生活背景、性格の相違によっては強い精神的苦痛を受けることがあること、それが契機となり不登校状態に陥ってしまう可能性があること、普段の何気ないコミュニケーションでも、相手の発達・性格特性やその時の精神状態・生活背景によっては感情表出が一時的に不得意になったり、感情の起伏が激しく、攻撃的になったりすることがあること、場合によってはそれが傷害行為に繋がる可能性があることを当該児童だけでなく、所属児童の全てが再確認する必要があることは言うまでもない。多くの児童が集まる学校での言語環境を整え、全ての児童が不安を抱かずに学校生活を営めるようにするために、児童が夫々の発達段階に応じたソーシャルスキルトレーニングを体験学習出来る場を随時提供できる体制を構築することが望ましい。

その一方、学校現場では「児童みんなで仲良くすること」を善とする価値観が提示され、前述した道徳教育でも重視されているが、過度に行き過ぎると「苦痛を感じるクラスメイトから逃れたい」と思っている児童等を追い詰め、登校する志を閉ざすことに繋がりがかねない。全ての人に人間関係構築の自由（気の合わない人・話したくない人とは無理に関係を続けなくて良い）という選択肢があることを適宜提示するとともに、被害児童が加害児童から離れたいとの申し出があった場合、いじめ防止対策法23条4項に則り、それを強力に支援するべきであると思われる。また、事案が学期途中で発生し、当該児童が登校を再開するまでの環境整備に困難を伴う、または困難が想定される場合は、発生早期からZoom等を利用したオンライン授業（遠隔授業）やフリースクール、プレイラボみつけ等を積極的に活用し、精神的苦痛から回復過程にある被害児童を「人との交流」「教育」の場から決して隔離することのないよう最大限配慮しなければならない。

iii)いじめの早期発見に向けた取組

事案1と2では、被害児童から直接ではなく、その保護者から通告される間接的経路で認知されており、被害児童に相談しやすい環境がされていたとは言い難い。前年度から続く被害児童の低い登校率を考えると、繁忙を極める教育現場で一教諭が被害児童との間に強い信頼関係を構築することは困難であったと思われるが、担任だけに抱え込まず、教職員間で情報共有を綿密に行い、「複数の」教職員で対応に当たったり、外部専門家に協力・助言を求めたりすることで、「継続的な」支援が出来たように見受けられる。今後は学校全体で業務内容等を見直し、生徒に向き合う時間を今以上に確保できるよう取り組むべきであると提言する。

そして、いじめの早期発見のため、アンケートを活用することは有益である。Questionnaire-Utilities アンケート（Q-U）やいじめアンケート等を用いることで、生徒の状況、学級の状態、生徒同士の関係性を客観的に把握し、状況にあった具体的な対応を行うことが出来る。これらを定期的に生徒に実施し、回答結果を研修会や教職員間の情報共有の場で用いることで、気になる回答への相談や具体的な指導、その後のマニュアル作成・見直しにまで活用できる。事案発生のタイミン

グでこれらのアンケートは行われることが多いが、いじめ見逃しゼロを実現するため、いじめを未然に防ぐという観点からも定期的に実施されるよう求められる。

iv)いじめが発生した場合の取り組み

いじめが発生した、又はいじめの疑いを認識した場合、精神的苦痛を抱えた被害児童が事案未解決のまま置き去りにされることのないよう、当該学校の教職員は速やかに事実関係を把握するために当該児童・保護者だけでなく関係児童からも速やかに聞き取りを行う必要がある。この聞き取り調査は、それぞれの事案に対して「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」「何のために」が含まれ、それが「どのくらいの頻度で」起こり、当事者が「どのように感じたか」、その都度詳細に記載し、報告書として保管され、教職員間で情報共有されなければならない。この連携を当該事案終結まで行い、その記録を確実に残すよう強く提言する。このプロセスは記憶の風化を防ぐだけでなく、加害児童が相手に与えた自身の言動の影響を振り返り、自身の行為への内省から、いじめに係る言動を慎むことに繋がることを期待できるため、この事案発生初期に行う事実関係の把握は極めて重要である。そして、知り得た事実関係を教員間で共有し、詳細な指導記録を残し、(場合によっては)外部機関と迅速に連携・協力し解決を図る必要があることは言うまでもない。この点では、当該小学校においては、生活指導に係る聞き取りが詳細に記録されており、本調査においても重要な資料となった。今後も本提言を踏まえた記録体制が継続されることが望まれる。

また、当該児童・保護者、関係教職員からの聞き取りを基に作成されたいじめ報告書は不備な部分は適宜正すとともに、事案発生当初だけでなく、再発防止に向けた取り組みが着実に実行されているか、本当にいじめは終結したのか、それらが確認されるまでの期間は定期的に作成され、当該児童を絶えずフォローアップすることが望ましい。事実、事案1から約5か月を経た事案3発生時に、「4月の案件は解消されていない」と被害児童の保護者から指摘されていることから、事案1終結後に当該児童へのフォローアップを密に出来ていれば、早期にいじめの「芽」に気づき、事案2の発生を防ぐことが出来た可能性があったものと思われる。そして、周知のように、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、(1)いじめの行為が止んでいること(少なくとも3か月間)、(2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないことを満たしていることである(文部科学省, 2017)。再発を防ぐために、当該事案発生後も被害児童・加害児童双方への継続的な観察と丁寧な支援を行うよう強く求める。

そして、被害児童の低い登校率から、本ケースを早期に重大事態またはその可能性があると判断することには困難が伴ったと思われるが、その判断の過程で関係教職員間に面倒事を避ける「惰性(イナーシャ)」が本当に働いていなかったのか? 深く省みられるべきである。このような判断の持続性は誰もが日常的に経験することではあるが、行動選択そのものが内的状態に影響を及ぼし、のちの行動に影響をあたえることは明らかされており(Akaishi et al., 2014)、今後、教職員がより能動的にいじめや不登校の事案に取り組むことが同様の事案の再発予防に繋がるものと推察される。

b)学校及び学校の設置者に対する提言

i)学校への指導助言

学校から学校設置者である市教育委員会へはその都度、対応の報告はなされており、事案の内容や対応状況等については情報共有出来ていたものと推察される。その一方、本ケースでは、事案1以降の継続観察と支援の欠如が、続く事案2と3の発生に繋がる一因になってしまった可能性が考えられる。そのため、いじめ防止対策推進法にかかる基本事項の周知徹底を学校関係者に今一度求めるよう提言する。

ii)第三者委員会の招集

本ケースでは、9月の時点で学校管理者との面談を行い、いじめの疑いによる重大事態と認識していたにもかかわらず、保護者の意向を汲み、重大事態対策委員会の開催とそれにかかるヒアリング調査等が遅れた。その結果、事案1発生から、約7か月後に重大事態対策委員会が招集され、委員会招集時には記憶の風化に加えて、当該児童双方の心境の変化・事案解決へ向けた意欲の減退・事案への拒否反応が起こってしまった。最終的に、当該児童に委員会のヒアリングへ参加してもらうことが叶わず、残念ながら事案2と3では詳細な事実確認まで至らなかった。

いじめによる重大事態が発生した場合だけでなく、その可能性が高いと判断された場合も、市教育委員会が主導権をもって、可及的速やかに重大事態対策委員会等の第三者委員会を招集するよう、市教育委員会に働きかけるよう提言する。そして、市教育委員会の主導権をもって重大事態対策委員会を招集した際は、児童精神科医や臨床心理士等の専門家によるカウンセリングを適宜並行して行い、度重なるヒアリングが関係児童の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の二次被害に繋がらないよう、最大限配慮する必要があることは言うまでもない。

iii)教員の業務削減に向けた取組

多忙を極める学校教育の現場で、教職員の負担軽減を図り、教職員が生徒と向き合う時間を確保できるよう、日々の業務を精選させるだけでなく、ICT（情報通信技術）を活用して効率化を図り、人員の確保・補充を行うとともに、部活動の外部委託等を強く進めるよう提言する。

また、予算措置を検討して、各教職員のスキルアップ研修等に積極的に参加したりできるよう、支援に努めて頂きたい。